

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
1	入札説明書	P7	Ⅲ	8	(1)					設計・建設業務期間	「事業契約締結日から令和7年12月末まで」とありますが、業務期間順守の前提となる住民同意の取得や環境影響評価の実施については解決済と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、本事業は環境影響評価の対象外です。
2	入札説明書	P29	X	3						その他の事情で事業の継続が困難となった場合	協議が整わずに、貴市が民間事業者に書面による事前通知で事業契約を解除する場合、民間事業者に生じた損害については、（解除の有無にかかわらず）建設工事請負契約書添付約款第30条及び運営業務委託契約第29条の定めによるものと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	不可抗力により事業の継続が困難になった場合は、設計・建設業務については建設工事請負契約書第30条及び第46条、運営維持管理業務については運営業務委託契約書第29条、同契約書第37条及び民法第545条の適用があります。なお、不可抗力について協議が整い解除された場合には、当該協議の内容に従い市が費用の補填を行うこととなります。
3	入札説明書添付資料3	P4	4	(2)	表1					再エネ電力証書について	再エネ電力証書の証書価値について、RE100等への対応ニーズ等により、証書価値・落札価格も変動することから、物価変動等に基づく改訂インデックスを設ける必要があると考えます。本項目も変動費の見直し対象として頂き、日本卸売電力市場での落札価格（直近1年間の平均値）等のインデックスを採用頂けますよう、ご検討願います。	再エネ電力証書の調達に係る費用についても処理水量の増減に応じて比例的に増減する費用であり、見直し対象となる変動費に含まれています。なお、見直しに係る評価指標（インデックス）については入札説明書添付資料-3 P.3 4(2)に記載のとおりとします。
4	要求水準書 設計・建設業務編	P7	第1章	第9節	1)					総則 浸出水処理施設工事 作業時間等	工事中の現場作業に関するものと想定しますが、工期の短縮を目的として17:00以降作業を行うことは可能でしょうか。作業時間を指定している意図についてご教示頂けないでしょうか。	作業時間8:30～17:00は朝礼や片付けを含まない実質的な作業時間であり、上記を含む作業時間は基本的には8:00～18:00とします。やむを得ない場合に関しては設計・建設業務において協議し決定するものとします。作業時間は、公共工事として周辺地域への配慮の為、本市が設定したものです。
5	要求水準書 設計・建設業務編	P12	第2章	第1節	9					事前調査	仮契約締結後、事業契約締結前に地質調査等の事前調査を行うことは可能でしょうか。	可能です。なお、事前調査については、落札者の責任において実施し、出来高の対象となる業務はないものとします。
6	要求水準書 設計・建設業務編	P12	第2章	第1節	10	1)				基本的事項 浸出水処理施設工事 試運転	生物汚泥の立ち上げ時に既設浸出水処理施設より種汚泥をもらい受けることは可能でしょうか。	可能です。
7	要求水準書 設計・建設業務編	P12	第2章	第1節	10	1)	(1)			基本的事項 試運転及び運転指導 試運転	実負荷（水）運転時はプラント用水（市水）を使用して行う計画でよろしいでしょうか。	市水の他、原水を利用することを可とします。
8	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)				保証について	屋根、外壁、建具等において、台風・雹等の天変地異が原因による漏水が起きた場合、保証対象外と考えてよろしいでしょうか。また保証対象かどうかの判断の目安となる風速・風圧、降雨量等をご教示願います。	漏水の発生要因について確認のうえ、協議するものとします。なお、一般的な台風等による漏水程度の場合は保証対象とします。保証対象かどうかの判断については実際に発生した天変地異による風速・風圧、降雨量等に応じて協議します。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
9	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)				保証について	各工事の保証期間、契約不適合期間満了後の補修・修繕対応はどの様にお考えでしょうか。また運営維持管理業務の修繕の範囲となるものを具体的にご教示願います。	運営維持管理業務の範囲とします。 また、大規模修繕工事（土木、建築の主要構造物の1種以上について行う過半の修繕及び設備機器、配線、配管等の全面的な更新をいう。以下同じ。）以外のものは補修（小修繕、定期修繕、計画修繕等）の範囲とします。 なお、受注者は、運営期間中、大規模修繕工事が発生しないように本件業務を実施して下さい。運営期間中、本件業務に関連して大規模修繕工事が必要であると発注者が判断した場合は、当該大規模修繕工事の実施につき協議するものとします。その場合は、受注者は、速やかに、事業実施計画書を修正し、発注者に提出しその確認を受け、自らの責任と負担において当該大規模修繕工事を行うものとします。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により当該大規模修繕工事が必要になったことを合理的な資料により受注者が証明した場合には、発注者が当該大規模修繕工事に係る費用を負担します。
10	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)	(2)	②		地下躯体外壁への地下水侵入防止について	地下水槽部分の外壁のコンクリートの収縮クラックから漏水補修は時間・コストが掛り、(第1回入札説明書等に関する質問・参加資格以外のNo28回答) 地下外壁防水を協議いただけますか。	設計・建設業務において協議し決定するものとします。
11	要求水準書 設計・建設業務編	P57	第2章	第6節	3	2)	(4)	③		水槽部分のコンクリートは防水混和剤を使用することについて	JIS工場で調査しますが、コンクリートはJIS規格外となります。(第1回入札説明書等に関する質問・参加資格以外のNo55回答) 完成検査・確認検査等で規格の問題ないでしょうか。	調査したコンクリートが次のいずれかの基準を満たしてください。 ・JIS規格に適合している ・国土交通大臣の認定を得ている ・一般財団法人日本建築センターの性能評価を得ている また、防水混和材の使用にあたっては、あらかじめ設計段階で建築主事へ確認をして下さい。
12	要求水準書 設計・建設業務編	P58	第2章	第6節	3	2)	(2)	①		敷地上部の腐植土による沈下防止について	「地質調査結果による地盤改良等々の検討すること」とあります。本体構造体は杭支持で対応していますが、外構の道路・工作物・緑地の沈下防止策を協議いただけますか。	設計・建設業務において協議し決定するものとします。
13	要求水準書 設計・建設業務編	P60	第2章	第6節	3	2)	(7)	②		水張テスト	水張試験において既存施設の放流水を利用することは可能でしょうか。また既存施設側から運営上問題がない範囲内で上水を引き込み利用することは可能でしょうか。既設側上水利用分の料金は、支払う事で対応が出来ますか。水張試験水として農耕作期間以外の農業用水の使用は可能でしょうか。又、地下湧水を利用する事は可能でしょうか。	不可とします。
14	要求水準書 設計・建設業務編	P69	第2章	第6節	5	1)	(13)			基本的事項 浸出水処理施設工事 処理設備仕様	性能上問題ないことを前提に、リストにないバルブ種類を選定しても問題ないでしょうか。	設計・建設業務において協議し決定するものとします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答	
15	要求水準書 設計・建設業務編 添付資料	P2	図-							放流管設置工事について	新設処理棟側から、既設処理施設敷地内の人孔への放流管敷設工事は、用水路を架空で横断する施工と考えます。用水路の所有者の承諾は取れて居ると考えて宜しいですか。承諾が取れていない場合に、配管横断に関する申請・協議等は、発注者側所掌と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、受注者は申請・協議に用いる書類作成等の協力することとします。	
16	要求水準書 運営・維持管理業務編	P8	第2章	第2節	1	2)					電気工作物保守管理業務について	既設及び新設の浸出水処理施設において、自家用電気工作物の保守管理業務は不要との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書P.15～16に記載のとおり、本施設における各施設の正常な機能及び運転を確保するために必要となる保守点検業務は、運営事業者の業務範囲に含まれています。また、要求水準書P.1に記載のとおり、本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については、運営事業者の責任において全て完備あるいは遂行していただきますので、既存浸出水処理施設における警備業務達成のための機械警備設備の設置や電源の引込み等、またこれらの管理についても運営事業者の業務範囲に含まれています。
17	要求水準書 運営維持管理業務編	P9	第2章	第2節	1	3)					環境監視業務	過去のデータの提示は可能でしょうか。	観測井の水質調査、民家井の水質調査及びガス抜き管等の発生ガス調査について参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
18	要求水準書 運営維持管理業務編	P17	第2章	第2節	2	3)	(3)				維持管理業務	別表16の自主水質分析表に記載の分析方法はご指定でしょうか。事業者の提案で変更も可能でしょうか。	原則、要求水準書に記載のとおりとしますが、合理的な提案を妨げるものではありません。
19	要求水準書 運営維持管理業務編	P18	第2章	第2節	2	6)					清掃業務	放流水路の清掃時期についてですが、指定はあるのでしょうか。また、行ってはいけない時期はあるのでしょうか。	清掃時期の指定はありませんが、水路の水量が少なく、耕作を行っていない時期であるため、既設施設の運営においては例年3月に実施しています。
20	要求水準書 運営・維持管理業務編	P25	別紙1	別図2							別図2下田最終処分場	処分場（跡地利用としてゴルフ場）の地盤沈下に関して、過去の沈下量の想定データを教示願います。	沈下量の想定データはありません。
21	要求水準書 運営維持管理業務編	P46	別紙8	別図8							放流水路の清掃範囲	№0から№4まで番号がふられている場所にある塩ビ管の突起物は何でしょうか。	不明です。放流水路の清掃においては、塩ビ管に関して調整等はしておりません。
22	提案書作成要領	P4	6	イ	①						記載要領	企業名を特定または類推できる記載を行わないこととありますが、応募者グループに含まない企業の実名を提案書に記載することは可能でしょうか。	可とします。なお、応募者グループの企業名を特定または類推できる記載がないようにしてください。
23	様式集	様式7-7									〔固定費〕費用明細書（人件費）	必要な法的資格等の欄に「公害測定者」と記載があり、水質分析や観測井、発生ガスの測定などを行う者と思われるのですが、公害防止管理者のことででしょうか。	公害を測定する者を意図しており、公害防止管理者に限りません。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
24	様式集	様式7-7	3)							〔固定費〕費用明細書（人件費）	必要な法的資格等の欄に記載されている資格は必須資格でしょうか。	様式に記載の資格等は例示であり、必須資格ではありません。必須資格は要求水準書（運営維持管理業務編）で定める必要な資格となります。
25	様式集	様式8-8								再エネ電力証書について	様式集ではグリーン電力証書及びJクレジットとありますが、電力事業者からの再生エネルギー調達手段の検討範囲が広がることで、採用可能性も広まることから、令和3年11月から需要家も購入可能となったFIT非化石証書も今般の非化石証明書として認証いただけますでしょうか。	令和3年11月から需要家向けの試行的取引が開始されたFIT非化石証書についても、様式集に記載の「再エネ電力証書」とみなすこととします。 なお、今後も長い事業期間においては、再エネ電力を取り巻く関連制度の変化が考えられますので、再エネ電力証書の考え方については、関連制度の動向に応じてその都度協議により決定するものとします。
26	基本契約書(案)	P5	第6条	第2項	(7)					運営事業者の運営	運営事業者への支援措置を講じることの請求を構成員が貴市から受けた後「10日以内」にすべき行為は、当該支援措置に対応する構成員及び対応方法の「決定」との理解で宜しいでしょうか（「10日以内」に係る述語がどの部分かを確認させていただきたいとの趣旨での質問です）。	10日以内に構成員が行う行為は、支援措置に対応する構成員及び対応方法の決定及び通知までとなります。
27	基本契約書(案)	P6	第6条	第6項						運営事業者の運営	株主担保権設定契約書として貴市が「別途定める様式及び内容」について具体的にご教示をお願いします。	詳細は、落札者決定後に事業者提案を踏まえ、検討のうえ示します。
28	建設工事請負契約書(案)	P15	第54条	第5項						発注者の損害賠償請求等	「法定利率」はいつの時点を基準とするものかご教示ください。	発注者が損害の賠償を請求した日を基準日とします。
29	建設工事請負契約書(案)	P16	第56条	第8項						談合その他の不正行為に係る賠償額の予定	「法定利率」はいつの時点を基準とするものかご教示ください。	第56条第1項から第4項までに定める賠償金を受注者が支払わなかった時点を基準日とします。
30	建設工事請負契約書(案)	P17	第59条	第1項						賠償金等の徴収	「法定利率」はいつの時点を基準とするものかご教示ください。	発注者の指定する期間を経過した日を基準日とします。
31	運営業務委託契約書(案)	P2	第3条	第1項						公共性及び民間事業の趣旨の尊重	「本事業にかかる運営維持管理業務と関連する」とあるのは、「本業務と関連する」と同義と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	運営業務委託契約書(案)	P3	第5条	第6項						業務遂行	本業務、すなわち本施設等の運転維持管理業務に関する住民からの苦情への対応とは異なり、本事業の事業計画及び事業の実施についての地元住民への説明及びそれに対する住民からの苦情対応は入札説明書p8の「本市が行う業務」ウ①の「地元への対応」であり、本項第一文の「対応」には含まれず、第39条（地元関係者との調整等）に含まれるものと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	本事業の事業計画及び事業の実施についての地元住民への説明及び住民からの苦情対応は、本市が行う業務ですが、苦情の内容に関わらず本施設に直接問合せがあった場合は、発注者への報告及び引継ぎ等は受注者にて行って頂くものです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
33	運営業務委託契約書 (案)	P3	第5条	第9項						業務遂行	「発注者が定める規則等」とは具体的にはどのような規則等がございますでしょうか、ご教示をお願いいたします。	要求水準書に示す関係法令等の他、本事業に適用されるべき千葉市の規則等をはじめ、運営準備期間中に本市と運営事業者間で協議のうえ決定した事項も含むものとします。
34	運営業務委託契約書 (案)	P3	第6条	第3項						本業務の範囲	受注者は、「建設事業者が実施する本施設等の試運転において（中略）要求水準書等のために従う」とありますが、建設事業者が実施する本施設等の試運転において受注者がとるべき行動を定めた箇所が見当たりません。「要求水準書等」で該当する定めとして具体的に何かあるか、ご教示をお願いいたします。	要求水準書（設計・建設業務編）に規定する試運転期間内等における運転指導に関して、配置予定職員等に教育・指導を受けさせる等、適切に対応してください。
35	運営業務委託契約書 (案)	P4	第7条	第3項						業務範囲の変更	業務委託費の変更「等」の等には変更のほかは何を意味しているかご教示お願いいたします。	契約期間の変更など業務範囲の変更に伴い発注者及び受注者間の協議で決められた対応の一切を意味します。
36	運営業務委託契約書 (案)	P4	第8条	第2項						第三者の使用	本業務の「軽微な部分」にあたる具体例をご教示ください。	業務内容に応じて協議するものとします。
37	運営業務委託契約書 (案)	P7	第14条	第1項						業務報告書	同項での「この契約」とは、（要求水準書等とは区別された）「運営業務委託契約書」（運営業務委託契約条項を含む）のことを意味するもの（であって、第1条第1項での「この契約」の定義内容とは異なるもの）と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	運営業務委託契約書 (案)	P8	第15条	第1項						発注者による業務遂行状況の確認及び監督職員の設置	第三文（なお書き）の主語は、「受注者は」になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	運営業務委託契約書 (案)	P8	第15条							発注者による業務遂行状況の確認及び監督職員の設置	別紙1の実施要領は、「入札説明書添付資料4に記載のとおり」を意味するところ、本項では「『要求水準書等未達』が判明した場合」との規定であるのに対し、入札説明書添付資料4では「要求水準未達状態」との表現になっています。両者の定義内容は同一ではありませんが、別紙1の実施要領としては、入札説明書添付資料4の「要求水準未達状態」が「要求水準書等未達」に置き換わることになるのでしょうか。	表現は異なりますが、同じ趣旨となります。事業契約の締結の際に、適切に修正されるものと理解してください。
40	運営業務委託契約書 (案)	P8	第15条							発注者による業務遂行状況の確認及び監督職員の設置	別紙1は、「入札説明書添付資料4に記載のとおり」を意味するところ、入札説明書添付資料4では「ペナルティ等」との言葉は記載されていません。入札説明書添付資料4の「2 対価の減額の考え方」と同義との理解で宜しいでしょうか。	表現は異なりますが、同じ趣旨となります。事業契約の締結の際に、適切に修正されるものと理解してください。
41	運営業務委託契約書 (案)	P9	第16条	第2項 第3項						発注者による業務の是正勧告等	「本施設等の補修、改善等」とあるのは、第1項に定められた「本施設等の補修、本業務の改善等」の意味でしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
42	運営業務委託契約書 (案)	P11	第24 条	第1項						施設性能等の保証	契約期間終了後1年が経過するまでに施設性能等未達が生じた場合において、当該施設性能等未達が受注者の責めに帰すべき事由によるものではない場合には、本施設等の補修、更新、整備その他必要な措置を講じるための費用等は発注者にてご負担いただくとの理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか。	施設性能等未達が生じた場合は、受注者に責めがないことを受注者自らが証明した場合に限り、発注者の負担となります。
43	運営業務委託契約書 (案)	P12	第25 条	第1項						損害賠償等	「この契約以外の事業契約に基づき損害を賠償されたときは、この限りではない」とありますが、これは、この契約以外の事業契約（基本契約・建設工事請負契約）に基づく損害賠償請求にて損害賠償がなされ、この契約に基づく損害もすべて補填された場合には重疊的に賠償の責任を負うものではないとのご趣旨でしょうか。	お見込みのとおりです。
44	運営業務委託契約書 (案)	P13	第31 条	第3項						法令等の変更によって発生した費用等の負担	「合理的な範囲」の増加費用及び損害を（発注者が）負担する、とありますが、（第2号の受注者負担では「一切の」と定められていることとの比較から）「合理的な範囲」か否かの判断基準をご教示願います。	「合理的な範囲」の判断基準の1つとしては、事業者負担させることが過大か否かという点があります。ただし、上記基準はあくまで判断基準の1つであり、その他一切の事情を考慮する可能性もある点につきご留意ください。
45	運営業務委託契約書 (案)	P18	第35 条	第15 項						発注者の解除権	「法定利率」はいつの時点を基準とするものかご教示ください。	発注者の指定する期間を経過した日を基準日とします。
46	運営業務委託契約書 (案)	P19	第42 条	第3項						知的財産権	本項に定める「権利の行使が特許権等の侵害その他（中略）妨げられ（中略）る場合」について、発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合には、その予防、排除その他必要な措置にかかる費用は発注者負担であり、発注者が被った損害等について受注者は責めを負わないと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	受注者が第42条第3項に基づく措置を行ったにもかかわらず、発注者の責に帰すべき事由により発注者に損害が生じた場合に限り、ご理解のとおりです。
47	第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）への回答	P4	No.30							残留沈下量について	現状残留沈下量の設定は各社提案によるものと考えてよろしいでしょうか。また沈下対策をするのは建屋および雨水調整池、防火水槽、構内道路と考えてよろしいでしょうか。また、許容残留沈下量に関して、運営上支障のない範囲とし運営上支障のある沈下が発生した場合は適宜補修を行うことと考えてよろしいでしょうか。また「運営上支障のない範囲」は請負者側の判断としてよろしいでしょうか。	残留沈下量の設定及び沈下対策の実施箇所については設計・建設業務において協議し決定するものとします。また、「運営上支障のない範囲（場所及び規模）」とは、設計・建設業務及び運営維持管理業務において協議し決定するものとします。
48	第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）への回答及び対面での対話での伝達事項について	P11	No.90							最終処分場の早期安定化を図るための対策	第1回の質問回答において、「埋立処分場に対する提案は可能ですが、ゴルフ場の運営に支障が生じる提案は認めない場合があります。」との回答があり、また対面での対話時の市からの伝達事項として、「ゴルフ場の運営に支障が生じる提案なのかどうかについては、第2回の質問回答で具体的な提案内容について質問があれば、個別に回答する。」とのお話がありましたが、この事前の確認がなく提案した場合の取り扱いについてご教示ください。	提案のうち「ゴルフ場の運営に支障が生じる」と本市が判断した範囲は、評価の対象から除くものとしますが、様式5-1 入札書の差替えは認めません。また、上記範囲については、契約変更により業務範囲の変更及びそれに伴う業務委託費の変更をするものとします。なお、早期安定化に関する提案については、運営維持管理業務にて実施するものとし、様式7-8【固定費】費用明細書（その他費用）にて、各提案項目の費用の内訳を明記してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
49	千葉市下田最終処分場 浸出水処理施設建替施設 整備・運営事業 対 面での対話における事 前質問書への回答									対面における事前ヒアリング での回答	インフレや為替変動の影響による価格高騰などの影響を受けやすいこと。 差支えない範囲で影響を受けた内容についてご教示下さい。薬剤、メンテ部材のことでしょうか。	薬品全般で価格が上昇しています。メンテ部材等の単価については把握しておりませんが、価格が高騰している可能性もございます。